

令和元年度

**第1回 市川市少年センター
運営協議会資料**

令和元年7月23日(火)15:00～

生涯学習センター3階 第3研修室

市川市少年センター運営協議会委員名簿

(任期：令和元年7月17日～令和3年7月16日)

区分	氏名	所属・役職名	初委嘱年月日
第1号委員	ながた ひろひこ 永田 博彦	市川市立第四中学校 校長	令和元年7月17日 新任
	いしはら じゅんいち 石原 淳一	市川市立南行徳小学校 校長	令和元年7月17日 新任
	たかざわ ゆき 高澤 友紀	国府台女子学院高等部 教諭	令和元年7月17日 新任
第2号委員	いしい ひろみ 石井 宏美	千葉県市川児童相談所 主任上席児童福祉司(兼)調査課長	令和元年7月17日 新任
	ほりえ ひろたか 堀江 弘孝	市川市民生委員児童委員協議会 会長	平成29年1月6日
第3号委員	かわもと たけひろ 川本 雄大	千葉県市川警察署生活安全課 課長	令和元年7月17日 新任
	みなみ しゅうじ 南 修司	千葉県行徳警察署生活安全課 課長	令和元年7月17日 新任
第4号委員	きし よしのり 岸 良範	茨城大学 名誉教授	平成27年7月17日
第5号委員	ほんじ としのぶ 本司 俊喜	市川浦安地区保護司会 会長	令和元年7月17日 新任
	いながき かつ 稲垣 カツ	市川市自治会連合協議会 副会長	平成17年7月17日
	かんき たかまさ 神吉 孝昌	ニッケ・タウンパートナーズ(株) コルトンプラザ事業課 総務経理チーム総務チーフ	平成29年7月17日
	ながさき りょう 長崎 亮	市川市PTA連絡協議会 事務局次長	令和元年7月17日 新任
	おおくぼ たかゆき 大久保 高幸	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長	令和元年7月17日 新任
	うえすぎ たけし 上杉 健志	市川商工会議所 議員	令和元年7月17日 新任
	さんべ みよこ 三部 ミヨ子	市川市少年補導員連絡協議会 会長	平成19年7月17日

令和元年度

第1回 市川市少年センター運営協議会 座席表

日時 令和元年7月23日(火) 15時
場所 生涯学習センター3階 第3研修室

岸 良範 委員		副会長	会長		永田 博彦 委員
本司 俊喜 委員					石原 淳一 委員
稲垣 カツ 委員					高澤 友紀 委員
神吉 孝昌 委員					石井 宏美 委員
長崎 亮 委員					堀江 弘孝 委員
大久保 高幸 委員					川本 雄大 委員
上杉 健志 委員					南 修司 委員
三部 ミヨ子 委員					
事務局 林 達彦 早川 所長		事務局 城戸 三郎		事務局 石原 朝子 (記録)	

<令和元年度>

少年センター運営協議会委員委嘱辞令交付式
及び第1回少年センター運営協議会

日 時：令和元年7月23日（火）午後3時より
場 所：市川市生涯学習センター3F 第3研修室

【少年センター運営協議会委員委嘱辞令交付式】

次 第

1. 開 式
2. 委嘱辞令交付 [交付] 早川所長 [介添え] 石原副主幹
3. 市川市教育委員会 早川所長 挨拶
4. 閉 式

【第1回少年センター運営協議会】

【進行】城戸 【記録】石原

1. 開 会
2. 委員の紹介及び職員紹介
3. 会長・副会長選出及び挨拶
4. 報 告【城戸】
 - ① 平成30年度活動報告
 - ② 令和元年度活動方針と計画
 - ③ 最近の補導、相談活動実施状況（平成31年4月～令和元年6月）※別紙資料
 - ④ 少年補導員の委嘱状況
5. 警察より最近の少年の補導状況等について
市川警察署 生活安全課長 川本 雄大 様
行徳警察署 生活安全課長 南 修司 様
6. 協 議【林】※別紙資料
 - ① 少年センター運営テーマ「インターネット犯罪に巻き込まれないために」について
 - ② 少年センター課目標について「補導活動の充実（ネットパトロールを含む）」について
7. その他
8. お礼の言葉【教育センター 早川所長】
9. 閉 会

《年間テーマ》「インターネット犯罪に巻き込まれないために」

市川市少年センター設置条例

(設置)

第 1 条 本市は、少年（小学校就学の始期から満 20 歳に達するまでの者をいう。以下同じ）の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称および位置)

第 2 条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 市川市少年センター

位置 市川市鬼高 1 丁目 1 番 4 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) その他少年の健全な育成を図る事業

(職員)

第 4 条 少年センターに所長その他必要な職員を置き、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が任免する。

(運営協議会)

第 5 条 少年センターの運営について委員会の諮問に応ずる機関として、市川市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第 6 条 協議会は、委員 15 名以内で組織し、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(補導員)

第 9 条 少年センターの事業を推進するため、補導員を置く。

- 2 補導員は、委員会が委嘱する。

- 3 補導員の定数は、160名以内とする。
- 4 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日条例第17号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月28日条例第26号）

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第22号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

市川市少年センター設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市少年センター設置条例（昭和 44 年条例 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市川市少年センター運営協議会の委員)

第 2 条 条例第 5 条に規定する市川市少年センター運営協議会（次条において「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者
- (6) 教育委員会職員

(会議)

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(補導員)

第 4 条 条例第 9 条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) P T A 会員
- (2) 民生委員・児童委員及び保護司
- (3) 青少年相談員
- (4) 民間有識者

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度 市川市少年センターの運営について

1 活動方針

(1) 補導活動

- ① 地区補導に重点を置くことにより、より地域に密接した補導ができるように努める。
- ② インターネットトラブルに対応するため、サイバー補導活動・ネットパトロールを実施し、ネットによるいじめ、非行、犯罪等に巻き込まれないようにする。
- ③ 少年補導員の一層の力量向上をめざし、補導員連絡協議会や、市外（内）研修や新任補導員研修会の充実を図る。
- ④ 警察、各学校、PTA、地区少年健全育成連絡協議会、近隣市の補導員、関係機関等との連携をより一層深め、円滑で実践的な補導活動を実施する。

(2) 相談活動

- ① 電話相談・eメール相談から面接相談への適切な受け渡しに努め、相談効果を高める。
- ② 少年相談事業をより効果的に周知するためカードやポスターを小・中・特別支援、高等学校に配付する。
- ③ 複雑化・深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに十分対応できるよう、スーパーバイザーと連携して相談担当者の資質の向上を図る。
- ④ 木曜日については、電話相談の受付を午後5時から午後7時まで拡大し、放課後の少年や就労後の保護者が相談しやすい環境をつくる。

(3) 環境浄化活動と少年健全育成活動

- ① 有害環境浄化のため、関係機関・団体との一層の連携強化に努める。
- ② 健全育成連絡協議会代表者・事務局担当者会議を通じて、個々の少年健全育成連絡会における組織と運営の活性化を図り、少年健全育成活動の一層の充実に努める。

(4) 関係機関との連携の強化

- ① 学校・関連機関から寄せられた情報（不審者などの事故報告）の共有化を図り、事故防止に努める。
- ② インターネットに巻き込まれないための活動を充実させるために、ネットパトロールやインターネットトラブル防止出張授業・研修を積極的に実施する。
- ③ 少年センターの活動や取り組みについて、各関係機関の理解とその周知及び協力を得るために、少年センター運営協議会の充実を図る。
- ④ 生徒指導主任会や学校警察連絡委員会等にて学校が必要とする情報の提供や、効果的な研修を実施し支援に努める。また、警察署・京葉地区少年センター・市川児童相談所・市内各小・中学校等との情報交換を密にし連携の強化を図る。
- ⑤ 薬物乱用防止キャンペーンの一層の充実のため、主旨を同じくする関係団体の発掘と連携に努める。

2 市川市少年センター活動計画

項目	目 標	実 施 計 画
街頭補導	<p>◎少年非行防止のため、繁華街やたまり場等を中心に、広域街頭補導活動を推進する。</p> <p>◎少年非行の未然防止のため、地区補導の充実に努める。</p>	<p>◇地区補導・・・原則として毎月、定例研の日を中心に市内一斉に実施する。</p> <p>◇特別補導・・・行事等に対応し随時実施する。 (列車補導・県下一斉補導を含む)</p> <p>◇緊急補導・・・通報等に対応し随時実施する。 (少年センター職員)</p> <p>◇隣接市合同補導・・・船橋・松戸・浦安との間で、合同で実施する。 年3回実施</p> <p>◇夜間特別補導・・・男性補導員と少年センター職員で実施する。 年3回実施</p> <p>◇県下一斉補導・・・7月26日・27日 県下の青少年補導員が、県下一斉に街頭補導を実施する。</p>
サイバー補導	<p>◎インターネットトラブル(いじめ、非行、犯罪など)の未然防止のため、ネットパトロールを実施する。</p>	<p>◇ネットパトロール・少年センター職員により、ツイッターを中心に検索する。</p> <p>◇学校への通報・・・個人情報の漏えいや誹謗中傷等を捉え、適宜学校に通報し、児童生徒や保護者への注意喚起・指導・改善を促す。</p>
少年補導員連絡協議会	<p>◎少年の非行防止と健全育成を図るために、市内の補導員が連携・協力して愛のひと声運動を推進する。</p>	<p>◇少年補導員連絡協議会 年5回開催</p> <p>◇役員会・理事会(原則連絡協議会の2週間前に実施) 年6回開催</p>
少年相談 電 話 eメール 面 接	<p>◎少年及び市民に対して、少年相談の周知に努め、関係機関等との連携により相談機能の充実に努める。</p>	<p>◇相談日・・・月曜日～金曜日 時間・・・月～水、金曜日 9:00～17:00 電話相談は、木曜日 9:00～19:00</p> <p>◇必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>◇必要に応じて家庭や学校との連携を図る。</p> <p>◇少年相談カード及び少年相談ポスターを、市内の全小中学校・義務教育学校・特別支援学校、高等学校に配布する。</p>
継続相談	<p>◎継続して指導することが望ましい少年については、面接相談等を通じて、関係機関との連携により指導にあたる。</p>	<p>◇少年相談から</p> <p>◇街頭補導から</p> <p>◇学校等の依頼から</p>
健全育成 環境浄化	<p>◎少年健全育成についての活動並びに環境浄化活動を推進する。</p> <p>◎少年健全育成活動に取り組む他団体や、地区住民との協力体制を確立する。</p>	<p>◇地区少年健全育成連絡協議会 地区ごとに随時開催</p> <p>◇市川市明るい環境をつくる会推進会議 年1回開催</p> <p>◇市川市明るい環境をつくる会主催「薬物乱用防止キャンペーン」実施(千葉県健康福祉センター共催) 10月開催</p> <p>◇市内たまり場調査 8月実施</p>

		◇青少年問題啓発リーフレット配付	年1回
研修・会議	◎充実した研修により見識を高め、少年の指導に寄与する。	◇少年補導員 ・補導員ブロック会議 ・新任者研修 ・市外研修 ・県補導員大会 ・船橋地区ブロック補導員研修会 ・市内外巡検 ◇センター職員 ・県青少年補導センター職員研修 ・相談員研修会(スーパービジョン)	年2回実施 年1回実施 年2回実施 年1回開催 年1回実施 年1回実施 年1回開催 年3回開催
調査・広報	◎少年センターの事業について広報活動に努める。 ◎市内の非行状況と、有害環境の実態を把握する。	◇少年センター活動報告 ◇少年相談カード ◇少年相談ポスター ◇少年補導員広報紙「葦波」「あしなみ」 ◇補導活動の状況 ◇相談活動の状況 ◇不審者情報の状況 ◇コンビニエンスストア及び書店における有害図書等の状況調査	年1回発行 年1回発行 年2回発行 年2回発行 月1回集計・年間集計 月1回集計・年間集計 月1回集計・年間集計 随時
関係機関・諸団体との連携	◎関係機関・諸団体との連携や協力体制を確立し、少年健全育成活動の充実を図る。	◇少年センター運営協議会 ◇県青少年補導センター連絡協議会 ◇青少年補導センター所長会議 ◇県補導員連絡会総会・理事会 ◇葛南地域生徒指導行政担当者協議会 ◇市川市学校警察連絡委員会 ◇市川浦安地区高等学校警察連絡協議会 ◇市川市小中学校生徒指導主任会 ◇市川市自殺対策庁内推進担当者連絡会 ◇子どもに関わる相談窓口連絡会 ◇要保護児童対策地域協議会実務者研修会 ◇千葉県環境生活部県民生活・文化課 ◇警察署等 (市川警察署・行徳警察署・各青少年補導センター) ◇小・中・義務教育学校・高等学校及びPTA ◇学校・関連機関と連携して事故の情報提供と事故防止	年3回開催 年3回開催 年3回開催 年6回開催 年8回開催 年2回開催 年4回開催 年6回開催 年3回開催 年3回開催 月1回開催

市川市少年補導員の委嘱状況

[任期：平成30年6月12日～令和2年6月11日] 令和元年6月12日現在

区 分	男 性	女 性	合 計
民間有識者	17 (1)	89 (3)	106 (4)
P T A	15 (2)	39 (5)	54 (7)
合 計	32 (3)	128 (8)	160 (11)

() 内は、令和元年6月12日委嘱の新任補導員

令和元年度 市川市少年センター運営協議会

(年間テーマ) 《インターネット犯罪に巻き込まれないために》

*協議した内容が今後の少年センターの活動などに生かされるように内容を
検討・整理していく。(年間3回)

◎今年度の開催期日 (予定)

期 日	内 容 (テーマ)	時間・場所
7月23日(火) (1回目)	・少年センターの運営について ・少年センターの課目標について	15:00 第3研修室
10月8日(火) (2回目)	・インターネットトラブル防止啓発について	15:00 第3研修室
2月18日(火) (3回目)	・インターネットトラブル防止活動の成果と課題について ・次年度の取り組みについて	15:00 第3研修室

《過去のテーマについて》

- 平成20年度 「これからの補導業務について」
- 平成21年度 「少年の携帯電話の利用について」ポスター等を作成
- 平成22年度 「青少年の万引き防止について」リーフレット、ポスター配布
- 平成23年度 「青少年の万引き防止について」リーフレット、ポスター配布
- 平成24年度 「少年のネットトラブルについて」
- 平成25年度 「少年のネットトラブルについて」啓発資料作成
- 平成26年度 「少年のネットトラブルについて」啓発資料作成
- 平成27年度 「危険ドラッグ等、薬物乱用防止に向けて」
- 平成28年度 「少年センターの運営に関する課題や活動の見直し」
- 平成29年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」
- 平成30年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」

少年センター 令和元年度活動方針

1. 少年センター 運営テーマ
インターネット犯罪に巻き込まれないために
(平成29年度 少年センター運営協議会により策定)

2. 教育センター（少年センター）課目標
補導活動の充実（ネットパトロールを含む）

1. 少年センター 運営テーマ
インターネット犯罪に巻き込まれないために
(平成29年度 少年センター運営協議会により策定)

(1) 現状

(2) インターネット犯罪に巻き込まれないための活動

- ①インターネットトラブル防止出張授業・研修
- ②ネットパトロール

インターネットをめぐる トラブルの現状

- * インターネットの普及に伴い、子どもたちの問題が潜在化している。
- * ソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用して犯罪に巻き込まれた子供たちの人数（1700人）は過去最高になった。

（警察庁H20～）

千葉県のネットパトロールにおける 「危険度」と「内容」

項目	危険度	内容
<1>	レベル1	自分自身の個人情報の公開（氏名・学校名・顔写真）
<2>	レベル2*	自分自身の詳細な個人情報の公開
<3>	レベル2*	他人の個人情報の公開
<4>	レベル2*	個人を特定した誹謗・中傷
<5>	レベル2*	自傷行為（自殺予告等）
<6>	レベル2*	暴力・問題行動（飲酒・喫煙等）
<7>	レベル2*	わいせつ表現（写真等）
<8>	レベル3*	少年の刑事事件、自殺に係るもの等

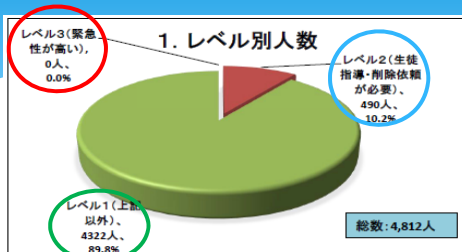
・ 3段階で設定。

・ レベル2とレベル3について、「特に問題のある書き込み」とし、対象の児童生徒がいる市町村教育委員会などに情報提供している。

*レベル2と3を「特に問題のある書き込み」としている。

平成29年度～平成30年度 実施状況比較① (レベル別)

H29



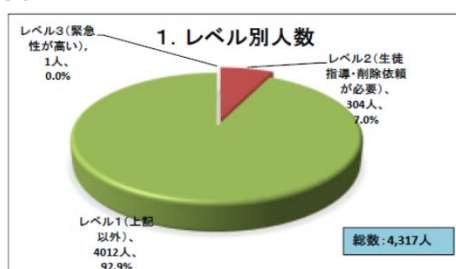
• 全体の総数
→ 増減の波がある。

• レベル1
→ 一番多い。

• レベル2
→ 増減はあるが、29年度より減少している。

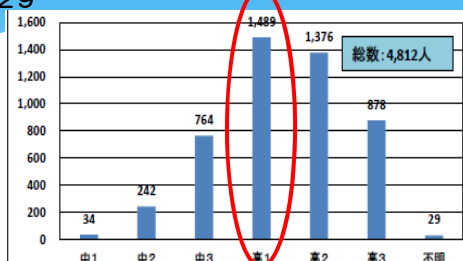
• レベル3
→ 年々減少し、H29、30年度はゼロになった。

H30



平成29年度～平成30年度 実施状況比較② (年齢別)

H29



• 年齢、学年が上がるにつれて増え、高校1・2年生をピークに減少していく。

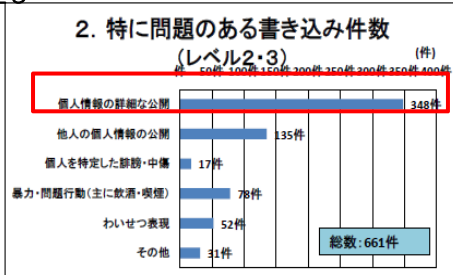
• 全体としては減少している。

H30

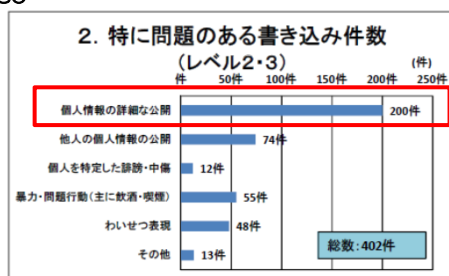


平成29年度～平成30年度 実施状況比較③ (内容別)

H29



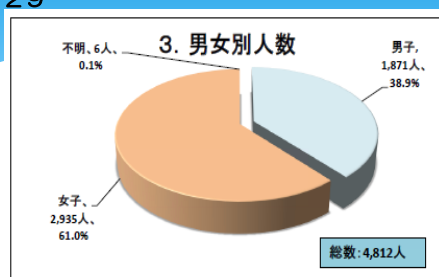
H30



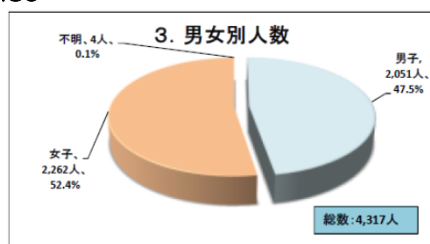
- 「個人情報の詳細な公開」が一番多い。
- 次いで「他人の個人情報の公開」。
- 3つ目に「暴力、問題行動(主に飲酒・喫煙)」。

平成29年度～平成30年度 実施状況比較④ (男女別)

H29



H30



- 全体の約60%が 女子生徒である。
- 男子生徒の割合が 年々増加している。

インターネット犯罪に巻き込まれないための活動①
～啓発的活動～

ネットトラブル防止出張授業・研修

- ①児童生徒向け授業…45分～50分
- ②保護者・地域の方々向け…30分～40分
- ③教職員向け…45分～50分

実施目的

インターネットトラブルから
子供たちを守りたい！

↓児童生徒

- ①SNSに関する正しい知識を伝える。
- ②日常生活でダメなことはネットの世界でもダメであることを伝える。

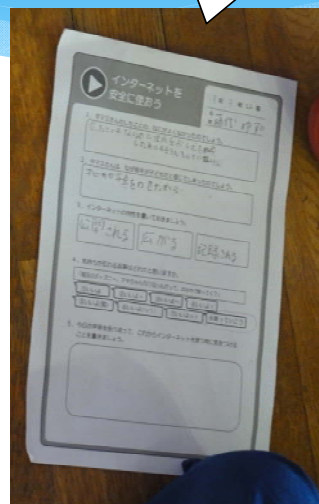
↓保護者

- ①SNSに関する正しい知識を伝える。
- ②実際のトラブルの例を伝える。
- ③子供に持たせる際のルールや保護者としての責任を伝える。

ネットトラブル防止出張授業・研修の実際



自分の考えや大事なことをワークシートに記入する。



インターネットの3つの特性
公開される、広がる、記録される
について、実際の事例をもとに
考えていく「授業形式」を実践。

実施の学校

<平成30年度実績>

○実施回数 合計22回

・小学校9回 中学校4回 義務教育学校1回 保護者7回 教職員1回

○延べ人数 5,762人

<直近実施校>

7月16日(火) …中国分小学校(6年生)

7月17日(水) …新井小学校(4年生)(5年生)(家庭教育学級)

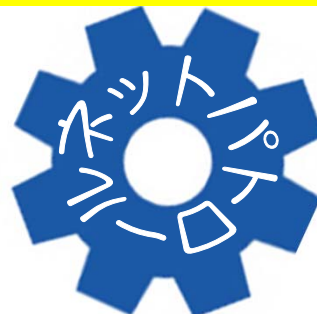
7月18日(木) …鶴指小学校(6年生)(家庭教育学級)

保護者向けの研修の実践(25分程度) ～新井小学校・家庭教育学級～



2. 教育センター（少年センター）課目標
補導活動の充実（ネットパトロールを含む）

街頭補導の充実 サイバー補導の充実
愛のひとこえ運動 ネットパトロール



インターネット犯罪に巻き込まれないための活動②
～監視的活動～

ネットパトロール

- ①対象…市内小、中、高、特別支援学校の児童生徒
- ②少年センター職員によるネットパトロール
(H29年.6月より実施)
- ③補導員によるネットパトロール
(H30年.9月より実施)

少年センター 該当校への連絡レベル

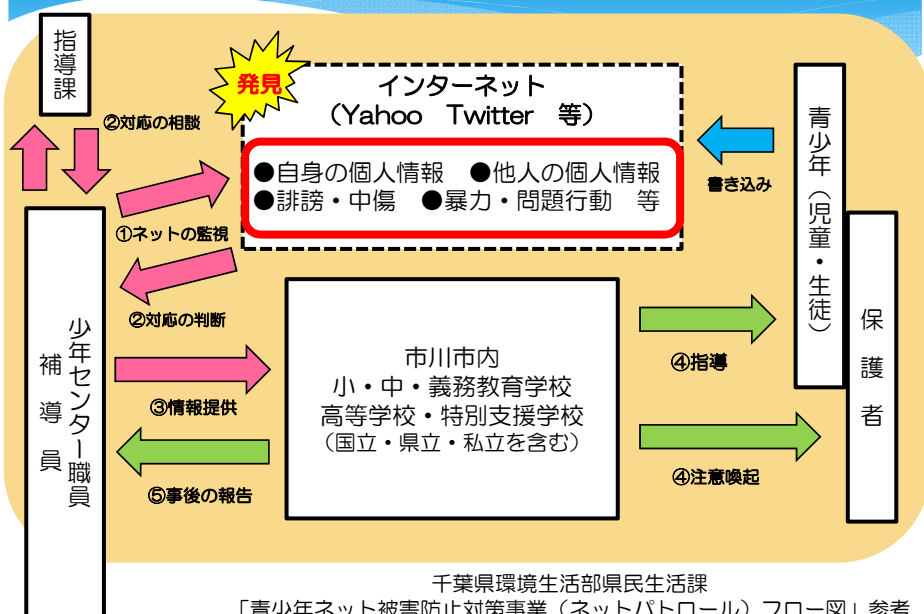
<問題のある書き込み監視区分（危険度・内容）>

	危険度	内容
①	レベル1	自分自身の個人情報の公開（氏名・学校名・顔写真）
②	レベル2	自分自身の詳細な個人情報の公開
③		他人の個人情報の公開
④		個人を特定した誹謗・中傷
⑤		自傷行為（自殺予告等）
⑥		暴力・問題行動（飲酒・喫煙等）
⑦		わいせつ表現（写真等）
⑧	レベル3	少年の刑事事件、自殺に係るもの等



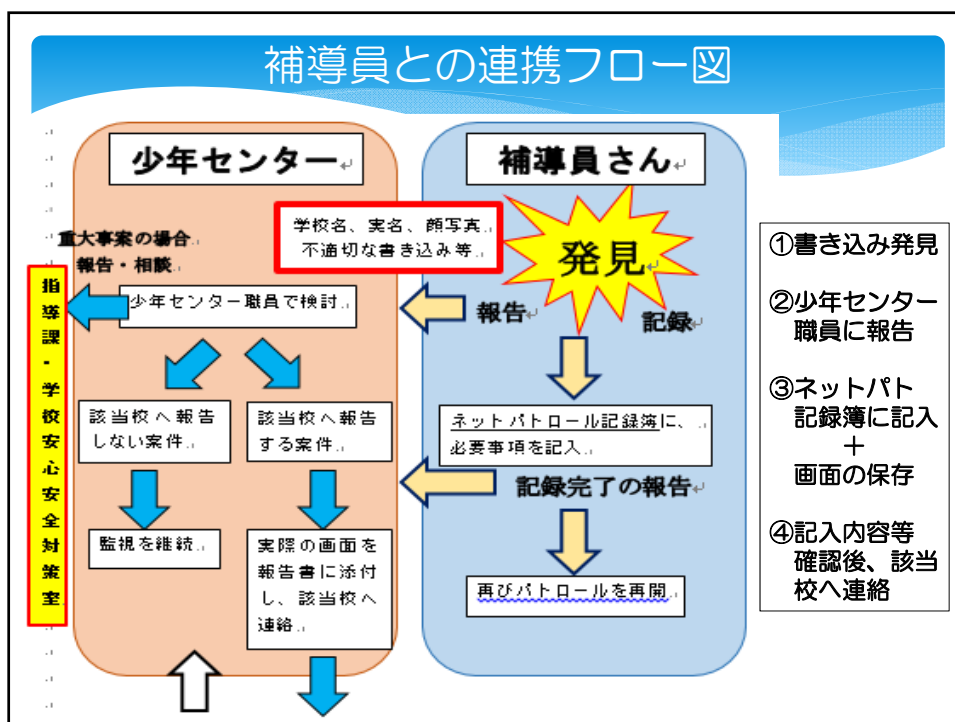
※レベル2及びレベル3の書き込みを「特に問題のある書き込み」とする。

少年センター「ネットパトロール」フロー図



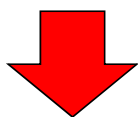
パトロール対象は「Twitter」 特に「フォロワー」を監視

フォロワーから
詳しく調べる。



インターネットトラブル防止
出張授業・研修を積極的に行う

補導活動（ネットパトロールを含む）
の充実を図る



市川市の児童生徒たちを
あらゆるトラブルから
守っていく！

